

妊婦のための支援給付金のご案内



紀北町では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談等を通じて身近で相談に応じ、必要な支援につなげるとともに、出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、給付金を支給します。給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

妊娠届出時

- ① 妊娠届出書の提出
医療機関から発行された届出書を提出していただきます。
- ② 保健師との面談
出産までの見通しなど一緒に確認します。
- ③ 妊婦支援給付金申請書の記入、提出



妊婦支援給付金
(1回目)
5万円

赤ちゃん訪問時

- ① こんにちは赤ちゃん訪問
出産後 4 か月までに保健師が訪問し、出産後の見通しや過ごし方等一緒に確認します。
- ② 胎児の数の届出書の記入、提出
訪問時に記入、提出していただきます。



妊婦支援給付金
(2回目)
胎児 1 人当たり
5万円

◎給付金の受け取り方法

申請後、約 1～2 か月後に指定の口座に振り込みます。

◎申請に必要なもの

マイナンバーカード、妊婦ご本人名義の通帳



※流産・死産・中絶等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関において確認された日以降に届け出ることができます。

※2 回目の給付金は、**出産予定日の8週間前の日**から申請できます。ご希望の方は、お問い合わせください。

※他の自治体で既に支給を受けた方は、対象外になります。

問い合わせ先：紀北町福祉保健課 TEL 0597-46-3122